④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、戸別所得補償制度の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

2　平成24／25年の備蓄運営

平成24年産米の備蓄米としての買入契約数量は８万トンとなりました。

備蓄米の販売については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、８万トンの範囲内で飼料用・援助用等に販売することとします。

なお、保有期間が５年を超える米を保有することとなることから、今後、品質確認を行い、備蓄運営の適正を期することとします。

以上を踏まえた平成24／25年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表４　平成24／25年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成24年６月末備蓄量	A	95
平成24年産米買入契約数量	B	8
平成24／25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24／25年飼料用・援助用等販売量	D	8※
平成25年６月末備蓄量	E＝A＋B－C－D	91

※　仮置きした数量である。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1　平成23会計年度の輸入状況

平成23会計年度においては、平成23年７月に策定した基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買付けを行い、その結果、全量を買い付けました。

2　平成24会計年度の輸入方針

平成24会計年度の輸入予定数量については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

公　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３７４号
大阪府泉南市樽井３丁目37番９号
債務者　山本　進一（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４８号
神戸市北区唐櫃台３丁目11番302号
債務者　鈴木　静男
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　浩太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７号
奈良県高市郡明日香村大字川原72番地の２
債務者　井村　道得
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤宗　桂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
奈良県高市郡明日香村大字川原72番地の２
債務者　井村あけみ
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤宗　桂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０７３号
広島市安佐南区中須１丁目35番１―503号
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１号
広島市中区河原町３番８―303号
債務者　水原　秀則
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０５号
広島市東区東蟹屋町７番32―405号
債務者　川村　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１号
大阪府泉南市岡田３丁目21番３号
債務者　辻　　一美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係